

中東知的財産ニュースレター Vol. 38

GCC 湾岸協力会議 – GCC 加盟国の公的手数料

湾岸協力会議加盟国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）における商標登録手続きに適用される現行の公的手数料を以下にまとめます。:

バーレーン

手続き	公的手数料	
	BHD	USD 換算額
検索	100	270
出願	100	270
公開(官報)	50	135
公開(新聞)	該当なし	該当なし
登録	500	1,330
更新	650	1,730

バーレーンで最後に公的手数料の改定があったのは 2016 年 5 月、2016 年省令 65 号により、バーレーンが GCC 商標法の実施規則を承認した際に、大幅な値上げがありました。

クウェート

手続き	公的手数料	
	KWD	USD 換算額
検索	-	-
出願	45	150
公開(官報)	25	85
公開(新聞)	該当なし	該当なし
登録	240	790
更新	315	1,030

クウェートで最後に公的手数料の改定があったのは 2015 年 12 月、2015 年省令 500 号により、クウェートが GCC 商標法を実施した際に、大幅な値上げがありました。

オマーン

手続き	公的手数料	
	OMR	USD 換算額
検索	130	50
出願	130	50
公開(官報)	260	100
公開(新聞)	70	25
登録	130	50
更新	780	300

カタール

手続き	公的手数料	
	QAR	USD 換算額
検索	1,000	275
出願	1,000	275
公開(官報)	330	90
公開(新聞)	該当なし	該当なし
登録	2,020	555
更新	2,075	570

サウジアラビア

手続き	公的手数料	
	SAR	USD 換算額
検索	1,000	270
出願	1,000	270
公開(官報)*	3,000	800
公開(新聞)	該当なし	該当なし
登録	5,000	1,335
更新	8,515	2,270

* 官報による出願の公開にかかる手数料には付加価値税 VAT 5%が適用されます。

サウジアラビアでは今年、商標出願に関わる公的手数料の値下げ案が発表されましたが、これらは未だ実施に至っていません。

アラブ首長国連邦

手続き	公的手数料	
	AED	USD 換算額
検索	500	140
出願	1,000	275
公開(官報)	1,000	275
公開(新聞)*	250	70
登録	6,700	1,825
更新	8,950	2,445

* アラビア語の新聞2紙への掲載にかかる公開料には、付加価値税 VAT 5%が適用されます。

UAEにおける公的手数料は下記の経緯をたどり改定が行われました：

- 2015年 UAE 閣僚決議第9号(2015年5月発効)により、商標出願に関わる全ての手続きの公的手数料が大幅に値上げされました。
- 2019年 UAE 閣僚決議第51号(2019年7月4日発効)より、商標出願と更新に関わる公的手数料の大幅な値下げが実施されました。

イラク — 反政府デモの拡大によるイラクの政府機関の閉鎖

イラクの主要都市では反政府デモや攻撃が続き、現在、商標局を含む全ての政府機関は閉鎖中で、再開の見込みもありません。

その結果、全ての審査や事務手続きが保留状態にあります。政治的緊張が落ち着くまで、新たな期限は設けられないものと思われます。

サウジアラビア — サウジアラビアと日本の IP パートナーシップ

2019年10月23日、東京で行われた日・サウジ・ビジョン2030の第4回閣僚会合にて、サウジ知財総局は日本特許庁との間で署名された協力文書が交換されました。

サウジ知財総局は、この覚書の目的は「二国間協力の枠組みの確立、知的財産保護における協力の推進、知財価値の啓蒙、特許、実用新案、工業デザイン、商標の分野における人材の育成」であるとしました。

さらにサウジ知財総局と日本特許庁は、知財データ交換プログラムと特許審査ハイウェイ (PPH) プログラムにも署名しました。

PPHは試験的プログラムとして2020年1月1日から実施されます。PPHプログラムがどのように実施されるのか (PPHプログラムに基づき審査期間短縮が認められるために出願者が満たすべき必要条件など) の詳細については、サウジ知財総局 (<https://www.saip.gov.sa/en/services/>) と日本特許庁 (https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_saudiarabia_highway.html) からの発表されています。

サウジアラビアは近ごろ、知財分野における協力体制を強化しています。以前報告した通り、これまでの協力には、世界知的所有権機関 (WIPO) との覚書などが含まれます。

サウジアラビア — サウジアラビアの新フランチャイズ法

2019年10月25日、2019年サウジアラビア官報4802号にて、ヒジュラ歴09/02/1441(西暦2019年10月8日)閣僚決議第122号により承認された新フランチャイズ法 (以下フランチャイズ法) が発布されました。

フランチャイズ法第1条は、フランチャイズを、金銭的または非金銭的な利益のために、フランチャイザーが所有する、または使用を認可された商標を用いて営業する権利を他者に与える契約であると定義づけています。第3条に基づき、フランチャイズ法の規定は、サウジアラビアで行われる全てのフランチャイズ契約に適用されます。

フランチャイズ法は、公開日から180日後に発効し、既存契約の段階規定に則り実施されます。

フランチャイズ法には、以下を含むいくつかの目的があります：

- 契約関係を取り締まる規制の枠組みを確立することによりサウジアラビアでのフランチャイズ活動を促進する
- フランチャイズ契約の解約においてフランチャイザー、フランチャイジーの両者に必要な保護を提供する。
- フランチャイジー候補者が健全な投資決定を下すことができるよう、フランチャイズ契約締結に関する権利、義務、リスクの適切な公開を徹底する。
- サウジアラビアで提供される商品やサービスの質を向上させる。

フランチャイズ法は、フランチャイズ契約に関する数々の必要条件、フランチャイザーとフランチャイジーの権利および義務について定めています。

主要点を以下にまとめます。

- **フランチャイズ契約：**第6条は、フランチャイズ契約の商工業省への登録を義務付けています。さらに、第11条では、フランチャイズ契約はアラビア語（または、アラビア語でなければ、公認の翻訳者によってアラビア語に翻訳されたもの）でなければならないことが定められています。

さらに第11条は、フランチャイズ契約に明記すべき数々の重要項目を具体的に定めています。この多くはフランチャイズ契約に通常記される次のような項目です（ただしこれらに限りません）：事業内容、フランチャイズ期間、地域、フランチャイジーが支払うべき料金、研修やマーケティングの義務など。

またフランチャイズ契約は、フランチャイジーの商標使用权およびフランチャイズ事業に関連して使用できる他の知的財産権、知財権の侵害があった場合の契約当事者の義務（賠償など）についても明確にする必要があります。

- **フランチャイザーの義務：**第8条は、フランチャイザーの様々な義務について定めています。ただし、フランチャイザーは、フランチャイズ契約によって、これらの義務を免責することも可能です。

主な義務（ただしこれらに限りません）：

- フランチャイジーの被雇用者の研修
- 必要に応じ、技術支援、マーケティング、専門知識等を提供すること
- フランチャイジーが第三者から購入が許されるものを除き、フランチャイズの商品またはサービスのフランチャイジーへの提供
- 支払われるべき料金の詳細に関するフランチャイジーの要望への対応
- フランチャイズ契約が示す地域でフランチャイジーの活動に類似する活動を行う組織への財政援助や、その契約期間中に第三者へ権利を与えることを控えること

フランチャイジーの義務：第9条は同様に、フランチャイジーの様々な義務について定めていますが、やはり免責することも可能です。

主な義務（ただしこれらに限りません）：

- 商品、サービス、事業の運営方法へ修正や変更を加える場合、フランチャイザーの承認を得ること
 - フランチャイズ店舗のフランチャイザーによる検査を許すこと
 - フランチャイズ事業の運営場所を移動する場合、フランチャイザーに事前に承諾を得ること
- **解約：**フランチャイズ法第18条は、相当な理由がない限り、フランチャイザーは、フランチャイジーの書面による合意を得ず、契約期限前にフランチャイズ契約を解約できないことを定めています。第18条は、次のような場合を含め、解約が有効となる特定のケースを上げています：

- フランチャイジーがフランチャイズ契約における重要な義務に違反し、それをフランチャイザーがフランチャイジーに通告してから 14 日以内にフランチャイジーがそれを是正しなかった場合
 - フランチャイジーが破産、解散、あるいはフランチャイズ事業やその収益を債権者に譲渡した場合
- **罰則**：フランチャイズ法第 24 条は、同法または関連規則の違反があった場合、**SAR 500,000** (およそ **USD135,000**) 以下の罰金が科されることを定めています。これから設けられる 3 人の委員で構成された委員会が、義務違反を審議し、罰則を与えます。与えられた罰則に不満がある場合、苦情委員会への不服申し立てが可能です。

トルコ — 商標出願に関する新審査要領

商標出願に関する新審査要領

トルコ特許商標庁 (TPTO) は、2019 年 9 月 30 日に新商標審査要領を発表しました。

新たなガイドラインは、産業財産権法 6769 号の第 5 条に基づく絶対的理由の審査を補完するものです。産業財産権法 6769 号の第 5 条は、商標として登録できない標章について定めています。要約すると、それらは主に記述的な標章（つまり、登録を求める商品やサービスを直接的に特定するもの、および／または、関連商品やサービスの質や性質を直接的に記述するもの）を指します。

新ガイドラインは 387 ページで構成され、特に第 5 条に基づき考慮される問題について、多くの具体例をあげて説明しています。主な原則には次のことが含まれます：

- 商品やサービスが関連するセクターで使われる表現やコンセプトの一つが含まれる、あるいは言及されるからという理由だけで、標章が記述的であるとみなされない。標章と商品またはサービスの間に直接的な関係がなければならない。
- 複数の説明的要素が特異な方法で組み合わせられて新たな（記述的でない）意味を与えるものである場合、標章の記述的な性質は打ち消され得る。
- 関連商品またはサービスの種類、目的や他の性質を表すためだけに用いられた図形的標章で、元の形から大きく変わらないものは、記述的であると考えられる。

アラブ首長国連邦 — UAE 経済省 韓国知的財産庁との覚書に署名

韓国知的財産庁と UAE 経済省は、特許、商標、意匠、著作権に関する人工知能技術の利用に関する覚書に署名しました。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

كليراندو
CLYDE&CO

この覚書は、2019年9月30日から10月9日まで開催された世界知的所有権機関(WIPO)の第59回加盟国総会に合わせて締結されました。

UAEの代表者である経済省のムハンマド・アハメド・ビン・アブドルアジズ・アルシェヒ事務次官は、知的所有権は、創造、革新を刺激し、調査、開発、発明、新技術の利用を促進させる環境を築くことにおいて重要であり、長期に渡る開発過程を前進させるために益々大きな役割を担うものであると述べました。またUAEは、この覚書は、基本的な柱となる人工知能の利用に焦点を当て、知的財産と将来の経済を築くための革新へ向けたUAEの決意が反映されたものであると述べました。

WIPO第59回総会後に発行された報告書の中で、韓国の代表者は、UAEの知財キャンペーンを強化すること、国家間のバリアを緩和し知的財産の自由な往来の実現を目的としたUAEとの協力プロジェクトについて強調しています。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 38

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。